

第 25 回 国家による自由 (1)

【到達目標】 いわゆる国務請求権に関して、請願権(16条) 国家賠償請求権(17条)、裁判を受ける権利(32条) 及び刑事補償請求権(40条) の内容について、おおむね理解している。自由権と社会権の内容及び性格について、その異同を説明することができる。生存権の法的性格に関する学説及び判例の内容について説明することができる。

【事前学修】 堀木訴訟最高裁判決(II-132) 及び朝日訴訟最高裁判決(II-131) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

1. 国務請求権

- ・ 請願権(16条) 損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願(国または地方公共団体の機関に対して、国務に関する希望を述べること)する権利が保障されている。
- ・ 国家賠償請求権(17条) 公務員の不法行為によって損害を受けたときは、国または地方公共団体に対して、賠償を請求する権利が保障されている。
- ・ 裁判を受ける権利(32条) 政治部門から独立した公平な裁判所で、権利・自由の救済を求めることができ、また、公平な裁判所以外の機関において裁判されない権利が保障されている。
- ・ 刑事補償請求権(40条) 刑事手続において抑留または拘禁され、その後、無罪の裁判を受けたときは、国に対して、抑留・拘禁により被った損失の填補を請求する権利が保障されている。

- 郵便法免責規定事件最高裁判決(最大判平成14年9月11日民集56巻7号1439頁)

2. 生存権

- ・ 25条1項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、続く2項では、生存権の具体化について、国に努力義務を課している。
- ・ 生存権の法的性格については、25条は、個々の国民に対して具体的な権利を保障したものであるのではなく、国民の生存を確保すべき政治的義務を国家に課しているにすぎないという見解と、25条は、国民が健康で文化的な最低限度の生活を営むのに必要な立法を要求できる法的権利を保障し、そのような立法を行う法的義務を国家に課しているという見解とが対立している。後者はさらに、生存権の内容は抽象的で不明確であるから、25条を直接の根拠として立法や行政の不作為の違憲性を裁判で争うことはできないが、生存権を具体化する法律があれば、その法律に基づく裁判の中で25条違反を主張できるという見解と、生存権の内容は、行政権を拘束するほどには明確ではないが、立法府を拘束するほどには明確であるので、生存権を具体化する法律がない場合(法律があっても、生存権の具体化が十分になされているとはいえない場合も同様である)には、立法不作為の違憲性を裁判で争うことができるという見解とに分けられる。

- 堀木訴訟最高裁判決（最大判昭和 57 年 7 月 7 日民集 36 卷 7 号 1235 頁）
- 朝日訴訟最高裁判決（最大判昭和 42 年 5 月 24 日民集 21 卷 5 号 1043 頁）
- 総評サラリーマン税金訴訟最高裁判決（最判平成元年 2 月 7 日訟月 35 卷 6 号 1029 頁）
- 老齡加算廃止違憲訴訟最高裁判決（最判平成 24 年 2 月 28 日民集 66 卷 3 号 1240 頁）
- 学生無年金障害者訴訟最高裁判決（最判平成 19 年 9 月 28 日民集 61 卷 6 号 2345 頁）

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、国務請求権及び生存権について整理する。余力があれば、郵便法免責規定事件最高裁判決（II-128）、総評サラリーマン税金訴訟最高裁判決（II-133）、老齡加算廃止違憲訴訟最高裁判決（II-135）及び学生無年金障害者訴訟最高裁判決（II-134）の事実の概要及び判旨等を読んでおく。

Quiz

Q25-1 国務請求権に関する次の記述のうち、最も適当なのはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）。

1. 国務請求権とは、国家による行為を請求する権利であり、受益権や人権を確保するための基本権などと呼ばれるものであるが、伝統的には社会権に分類される権利である。
2. 請願権（憲法 16 条）とは、国又は地方公共団体の機関に対して、その職務に関する希望を述べる権利であり、請願を受けた国又は地方公共団体の機関は、これを受理し、採択をする義務を負うが、何らかの施策を行う義務までを負うものではない。
3. 裁判を受ける権利（憲法 32 条）の「裁判」とは、憲法 82 条が定める公開・対審・判決という原則が保障される訴訟事件の裁判に限らず、家庭裁判所で行われる家事審判のような非訟事件の裁判も含まれると解されている。
4. 国家賠償請求権（憲法 17 条）は、「法律の定めるところにより」賠償を求めることができる権利であるが、判例は、郵便物の亡失等につき損害賠償責任を過剰に制限・免除していた郵便法の規定について、立法裁量の範囲を逸脱するものとして、違憲であるとした。
5. 刑事補償請求権（憲法 40 条）は、抑留又は拘禁された被告人について、無罪の裁判があった場合に、国に対し、補償を求めるとする権利であるが、この刑事補償請求権を具体化した刑事補償法は、官憲の故意・過失を要件としている。

（平成 25 年度裁判所職員採用試験）

Q25-2 生存権に関する次の A 説～C 説についてのア～エの記述の正誤の組合せとして、最も適当なのはどれか。

- A 説：憲法第 25 条第 1 項は、国民の生存を確保すべき政治的・道義的義務を国に課したにとどまり、個々の国民に対して具体的権利を保障したものではない。
- B 説：憲法第 25 条第 1 項は、国に立法・予算を通じて生存権を実現すべき法的義務を課している。
- C 説：憲法第 25 条第 1 項は、国に対する具体的な権利を定めたものである。
- ア. A 説を前提にしても、健康で文化的な最低限度の生活を積極的に侵害するような国の具体的措置については違憲無効を主張しうる。
- イ. B 説を前提にすれば、憲法第 25 条第 1 項が法律により具体化されていない場合であっても、生存権侵害を理由として憲法違反を主張できる。
- ウ. C 説を前提にすれば、生存権を具体化する立法がなされていない場合に、立法不作為の違憲確認訴訟を提起することが可能である。
- エ. C 説を前提にしても、直接、国に対し、憲法第 25 条第 1 項に基づいて具体的な生活扶助の請求をすることはできないと解することは可能である。
1. アー正 イー誤 ウー正 エー正
 2. アー正 イー誤 ウー正 エー誤
 3. アー正 イー正 ウー誤 エー誤
 4. アー誤 イー正 ウー正 エー正
 5. アー誤 イー正 ウー誤 エー正

（平成 20 年度裁判所事務官採用試験）